

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百八十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和六年七月一日から適用する。

令和六年四月十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後				改正前			
別表	品名	薬規格単位	薬価 円	別表	品名	薬規格単位	薬価 円
	(あ)～(く) (略)			(あ)～(く) (略)			
	(け)			(け)			
	ケレンゾジアテ錠10mg	10mg 1錠	<u>143.90</u>	ケレンゾジアテ錠10mg	10mg 1錠	<u>147.90</u>	
	ケレンゾジアテ錠20mg	20mg 1錠	<u>205.80</u>	ケレンゾジアテ錠20mg	20mg 1錠	<u>211.60</u>	
	(略)			(略)			
	(こ)～(お) (略)			(こ)～(お) (略)			
	(か)			(か)			
	ラゲゾリオカゾセル200mg	200mg 1カゾセル	<u>2,164.90</u>	ラゲゾリオカゾセル200mg	200mg 1カゾセル	<u>2,357.80</u>	
	(略)			(略)			
	(け)～(わ) (略)			(け)～(わ) (略)			
	第2部～第5部 (略)			第2部～第5部 (略)			